西日本工業大学履修に関する規程

最終改正 令和4年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、西日本工業大学学則(以下「学則」という。)第29条第6項の規定に基づき、履修方法等について必要な事項を定めるものとする。

(学科目)

- 第2条 各授業科目は、必修科目、選択必修科目及び選択科目の3種類とする。
- 2 必修科目の単位数をもって学則第36条の卒業単位数に不足する単位数は、選択必修科目及び選択科目によって補うものとする。

(履修範囲)

- 第3条 各学科の教育課程は、学則別表1によるものとする。ただし、必修科目以外の授業科目について は、自らの判断及び計画に基づいて、時間割及び本規程の履修条件によって受講できる範囲内で履修す ることができる。
- 2 学則別表1に規定している他学部、他学科、他系の教育課程(以下、「他教育課程」という。)の授業科目の履修及び単位認定は次の各号による。
 - (1) 履修を希望する学生は、各学期の始めにガイダンス担当教員の履修指導を受け、当該授業科目担当教員の許可を得る。
 - (2) 他教育課程の単位認定のうち、卒業に必要な単位は、第23条に定める卒業に要する単位から授業科目区分毎の最低修得単位の合計を差し引いた14単位を上限とする。
 - (履修条件)
- 第4条 学生は、次の履修条件を守らなければならない。
 - (1) 各学期に履修登録できる単位数の上限は24単位とする。
 - なお、前学期のGPA (Grade Point Average) が3.0 を超えた学生は、6単位追加した単位数を上限として履修登録できるものとする。この場合、追加単位の次学期への繰り越しはできない。
 - (2) 前号で定める上限履修単位数を超えて、更に特定の授業科目の受講を希望する場合は、卒業要件の単位数に算入しない授業科目として履修登録することにより、前号の例外として取り扱う。
 - (3) 3ヵ年以上在学し、学納金を完納して、1・2年次の必修科目を含んで100単位以上を修得しなければ卒業研究に着手することはできない。
 - (4) 上学年次の学科目を履修することはできない。
 - (5) 同一曜日・時限に複数の授業科目を履修することはできない。
 - (6) 前年度までに不合格となった学科目を再履修することなく試験のみ受けることは原則としてできない。
 - (7) 各学科において履修条件の細則がある場合は、これに従うものとする。 (履修申告)
- 第5条 学生は、各学期に履修しようとするすべての授業科目について、担当教員の履修許可を得なければならない。
- 2 履修許可は、履修申告手続によって行われるものとし、手続方法は、次のとおりとする。
 - (1) 学生は、各学期初めに行われる各学科の履修ガイダンスに出席しなくてはならない。
 - (2) 学生は、各自の履修計画に基づいて、Webによる履修申告入力を行い、ガイダンス担当教員の確認により履修登録が確定する。
 - (3) 科目によっては、施設・設備などの問題から履修人数に制限がかかることがある。履修申告時期終了後に無作為抽選を行い、抽選結果を掲示する。落選者は訂正期間中に他の授業科目を履修申告できるものとする。

- (4) 履修登録確定後の登録内容の変更及び追加・取り消しはできないが、選択科目の場合、前期は6月10日、後期は11月30日までに限って所定の手続きを経て履修中止申告を行うことができる。 (授業)
- 第6条 授業は、原則として月曜日から金曜日、毎日4時限をもって行うが、教職課程科目の授業は、原則として5時眼目に行うものとし、補講・特別講義等は原則として土曜日に行うものとする。授業時間は、次表のとおりとする。

| 1時限 | 休憩 | 2時限 | 休憩 | 3時限 | 休憩 | 4時限 | (休憩) | (5時限) |
|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-------|--------|
| 9:00 | | 10:40 | | 13:00 | | 14:40 | | (16:20 |
| \$ | 10分 | 5 | 50分 | 5 | 10分 | 5 | (10分) | \$ |
| 10:30 | | 12:10 | | 14:30 | | 16:10 | | 17:50) |

- 第7条 授業は、次の場合休講とする。
 - (1) 大学行事を行う場合(掲示にて連絡する。)
 - (2) 授業科目担当教員にやむを得ない理由が生じ、授業が行えない場合(掲示にて連絡する。)
 - (3) 授業開始時刻から30分を経過しても授業科目担当教員から指示がなく、授業が開始できない場合
 - (4) JR鹿児島本線(博多・門司港間)又はJR日豊本線(宇佐・小倉間)において事故等により全面 的に運行を停止した場合。ただし、午前7時において全面的に運行を停止している場合は、午前中の 授業を休講とし、午前10時において全面的に運行を停止している場合は、午後の授業を休講とする。
 - (5) 地震、台風等の自然災害、或いは不測の事態が発生した場合
- 第8条 休講等により授業回数が不足した場合は、補講を行う。補講の日程等は、当該授業中又は掲示に て連絡する。

(試験)

- 第9条 試験は、定期試験(期末試験)、追試験、再試験及び平常試験の4種類とし、次の内容のものとする。
 - (1) 定期試験(期末試験)は、学期末の試験期間中に行う試験をいう。
 - (2) 追試験は、定期試験(期末試験)の受験資格を有しながら、次のやむを得ない理由により定期試験 (期末試験)を受験できなかった場合に行う試験をいう。
 - ア 病気で受験できなかった場合(ただし、医師の診断書が必要)
 - イ 二親等以内の親族の死亡による忌引きの場合(ただし、往復の日時を含め最短日数とする。)
 - ウ 公共交通機関が運休又は遅延した場合(ただし、遅延の場合は、当局の発行した遅延証明書が必要)
 - エ 大学が認めた就職試験を受験した場合、及び大学が認めた企業説明会、インターンシップ等に参加した場合(ただし、各学科の就職指導委員の承認が必要)
 - オ 本学が認めた課外活動に参加する場合(ただし、学生委員会の承認が必要)
 - この場合において、理由発生当日を含めて3日以内に必要書類を添付して、大学所定の欠試届(追 試願)を学務課に提出し、当該授業科目担当教員に許可された場合に限って受験することができる。
 - (3) 再試験は、成績発表によって不合格となった科目の内、再試験の判定を受けた者に行う試験をいう。 再試験は、成績発表後、その学期内に行われ(この間に再試験の判定を受けた者に対する補講を行 うことがある。)その実施方法、日時は担当教員が成績発表時に掲示する。
 - (4) 平常試験は、担当教員が必要と認めた場合、授業科目の履修期間中に定めて行う試験をいう。
- 第10条 試験は、筆記試験を原則とするが、報告書・論文等の審査をもって試験とみなすこともある。
- 2 前条第1号から第3号の試験の場合、筆記試験の時間は、原則として60分又は90分とする。
- 第11条 各試験の期間及び時間割については、以下のとおりとする。
 - (1) 定期試験(期末試験)の期間は、学年暦に示されたとおりとし、時間割は、原則として試験開始1週間前に掲示にて発表する。
 - (2) 試験時間割で試験科目に重複がある場合は、定められた期日までに学務課に届出、重複受験処置の指示を得ること。指示は、掲示にて行う。

- 第12条 各授業科目の受験資格は、次のとおりとする。
 - (1) 履修許可済の授業科目であること。
 - (2) 原則として、授業回数の3分の2以上出席していること。
- 第13条 学生は、試験中、次のことを遵守しなければならない。
 - (1) 学生証は、必ず携行し、試験中は、机上の見やすい場所に置くこと。学生証を忘れた場合は、学生 支援課、デザイン学部事務室にて仮学生証・(当日のみ有効)の発行を受けること。
 - (2) 試験監督者の指示に従うこと。
 - (3) 不正行為及び私語や疑わしい行為をしないこと。
 - (4) 物品(筆記具・消しゴム・ナイフ等)の貸借をしないこと。
 - (5) 持ち込みを許可されていない携帯電話端末などの電子機器を利用し、計算・通信など疑わしい行為をしないこと。
 - (6) 遅刻は、試験開始後20分以内は認めるが、試験時間は延長しない。
 - (7) 試験場からの退室は、試験開始後30分を経過しないと許可しない。
 - (8) 当該科目の試験終了学生は、答案提出後直ちに試験場から退室しなくてはならない。
- 第14条 前条第3号でいう不正行為については別に定める。
- 第15条 不正行為を行った学生の懲戒については別に定める。
- 第16条 試験監督者の指示に従わない場合、或いは、私語や疑わしい行為をした場合は、担当教員が当該 科目を零点とする。
- 第17条 試験場に限らず、採点の際に不正行為・疑わしい行為があったと認められる場合は、第16条に 準じて処置する。

(成績、評価及び単位認定)

- 第18条 学業の成績評価は、第9条及び第10条に定める試験の成績や修学状況を考慮して行う。
- 第19条 授業科目の成績の評語、及びGP(Grade Point、評価により与えられる数値。)は、別表1のとおりとする。
- 2 再試における成績評価は、良(B)をもって最高とする。
- 3 当学期の学費が完納されなければ単位認定は行わない。
- 4 学生の総合的な成績は、GPA(Grade Point Average)を用いて評価する。GPAは、次の式により計算するものとし、その数に小数点以下第二位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入するものとする。

GPA= <u>(GP×単位数) の総和</u> 履修登録単位数

- 5 他大学で修得した単位等の認定科目、卒業要件に参入しない教職関係科目(教育の基礎的理解に関する科目等)については、GPAの計算の対象には含めない。
- 第 20 条 成績について問い合わせがある場合は、当該科目を履修した学期内に限って、担当教員に申し出ることができる。
- 第21条 合格した学科目については、その科目の修了を認め所定の単位を認定する。
- 2 いったん卒業要件単位として認定された科目については、成績が不本意であっても再度履修することはできない。

(学修指導及び退学勧告)

- 第22条 別表2に定める標準的な累計取得単位数を下回り、かつ、半期GPA1.0未満の場合には、ガイダンス担当教員から指導を受けなければならない。
- 2 前項の指導を3学期連続(休学期間を除く)行ったにもかかわらず成業の見込みがない場合には、 学長は、今後の進路も含め、本人に退学を勧告することができる。

(卒業に要する最低修得単位数)

第23条 本学における卒業に要する最低修得単位数は、別表3のとおりとする。

(教職課程)

第24条 教職課程の履修については、この規程に準じて行うものとし、授業科目等については、別に定める。

(雑則)

- 第25条 追試験料及び再試験料については、別に定める。ただし、追試験料については、第9条第2号の オに該当する場合において減額又は免除することがある。
- 第26条 履修申告処理及び成績処理の詳細については、別に定める。
- 第27条 この規程を施行するために必要があるときは、内規として細則を定めることができる。

附則

- 1 この規程は、従前の修学規程を全部改正し、平成5年4月1日から施行する。ただし、この規程の施 行の際、平成4年度以前に入学した学生については、第4条履修条件及び第23条卒業に要する最低修 得単位数の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、改正前の修学規程細則を適用する。
- 2 この規程は、平成9年4月1日から改正施行する。ただし、この規程の改正施行の際、平成5年度から平成8年度までに入学した学生については、第23条別表1の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。
- 3 この規程は、平成9年7月3日から改正施行する。
- 4 この規程は、平成12年4月1日から改正施行する。
- 5 この規程は、平成13年4月1日から改正施行する。ただし、この規程の改正施行の際、平成9年度から平成12年度までに入学した学生の第3条、第4条、第22条及び第23条の規定の適用については、なお従前の例によるものとする。
- 6 この規程は、平成15年4月1日から改正施行する。ただし、この規程の改正施行の際、平成14年度 以前に入学した学生については、なお従前の例によるものとする。
- 7 この規程は、平成16年4月1日から改正施行する。ただし、この規程の改正施行の際、平成15年度 以前に入学した学生については、なお従前の例によるものとする。
- 8 この規程は、平成17年4月1日から改正施行する。
- 9 この規程は、平成18年4月1日から改正施行する。
- 10 この規程は、平成20年4月1日から改正施行する。
- 11 この規程は、平成21年4月1日から改正施行する。
- 12 この規程は、平成22年5月26日から改正施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 13 この規程は、平成24年10月1日から改正施行する。
- 14 この規程は、平成25年4月1日から改正施行する。
- 15 この規程は、平成26年4月1日から改正施行する。
- 16 この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。ただし、平成26年度以前に入学した学生に対する第3条、第4条及び第23条の適用は、なお従前の例によるものとする。
- 17 この規程は、平成28年4月1日から改正施行する。
- 18 この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。
- 19 この規程は、平成31年4月1日から改正施行する。
- 20 この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。
- 21 この規程は、令和4年4月1日から改正施行する。

別表1(第19条関係)

| 種 別 | | 評 | 語 | 点 | 数 | 理 | 由 | Grade Point |
|-----|---|-----|------|-------|-------|------------|---------|----------------|
| | S | (秀) | | 100 点 | 〔∼90点 | 到達目標を超えたレベ | ルに達している | 4点 |
| △ 按 | Α | (優) | | 89 点 | 〔∼80点 | 到達目標に達している | | 3点 |
| 合格 | В | (良) | | 79 点 | 〔~70点 | 到達目標に概ね達して | いる | 2点 |
| | С | (可) | | 69 点 | (~60点 | 最低限の目標に達して | いる | 1点 |
| 不合格 | Е | (不可 | J) | 59 | 点以下 | 目標に達していない | | 0点 |
| 个合格 | F | (履修 | 変放棄) | | 0点 | 受験資格を満たなかっ | た場合 | 0点 |
| | 認 | 定 | | - | _ | 他大学等で修得した単 | | _ |

別表2(第22条関係)

| 学年 | 手 学期 累計取得単位数 | | | |
|------|--------------|--------|--|--|
| 1年 | 前期 | 17 単位 | | |
| 1 17 | 後期 | 34 単位 | | |
| 0年 | 前期 | 51 単位 | | |
| 2年 | 後期 | 68 単位 | | |
| 9年 | 前期 | 85 単位 | | |
| 3年 | 後期 | 100 単位 | | |
| 4年 | 前期 | _ | | |
| 4年 | 後期 | _ | | |

別表3(第23条関係)

| 授 業 | 科目区分 | 最低修得単位数 | 合 計 | |
|--------|---------|---------|-----------|--|
| | 基礎スキル科目 | 2 | | |
| 教養教育科目 | 総合共通科目 | 8 | | |
| | 専門基礎科目 | 1 0 | $1\ 2\ 4$ | |
| 学 部 | 共 通 科 目 | 9 0 | | |
| 専 門 | 教 育 科 目 | | | |